

環境省
環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室 御中

「プラスチック資源循環戦略（案）」に対する意見

日本生活協同組合連合会
専務理事 和田寿昭

2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のタイトル「Transforming our world」が示すように、今、私たちの社会や経済を地球環境の有限性の中で変革していかなければなりません。これは非常に困難なことです。しかし必ず成し遂げなければならない世界の共有課題であると認識しています。私たち日本の生活協同組合もこれに積極的役割を果たす考えから2018年6月の総会において「コープSDGs行動宣言」を表明したところです。

今般のプラスチック資源循環戦略の策定は、海洋プラスチック問題への関心の高まりが大きな契機となりました。しかし、上記SDGsの文脈から見たとき、「海ゴミ問題」「廃棄物問題」に止まらない広がりを持ちます。どの組織も単独では実行困難な水準を求められているからこそ、国が戦略を明らかにし、マイルストーンを置き、総合的に推進する意義があると思います。今回のプラスチック資源循環戦略（案）には、世界のプラスチック対策をリードするマイルストーンが盛り込まれています。私たちはこのことを歓迎し、目標に向けてともに努力したいと考えています。

今後、多くのステークホルダーの関与の下に、国民に分かり易いプロセスで具体化されていくことを期待しつつ、生活協同組合のこれまでの取り組みをふまえて、以下5点の意見を提出いたします。

1. レジ袋の有料化を法制化し、併せて消費者の資源削減への理解と協力を促進すること。
【戦略案の3ページ20～34行目、8ページ27～29行目】

- レジ袋の有料化について、日本生協連は既に2005年の意見書の中で「すべての消費者が参加できること」「自主協定ではなく法制化が必要であること」「消費者の理解を得られるように、小売業者と行政・市民との協同で推進すること」を求めてきており、今回の案にその趣旨が盛り込まれたことについては評価し、賛成したいと思います。
- 既に90年代から多くの生活協同組合がレジ袋の有料化を実施し、実施生協では8～9割程度のマイバック持参率を実現しています。一般スーパー（持参率5割程度）よりも高い持参率は、有料化と同時に環境保全の目的を消費者（組合員）と共有できた結果と考えています。こうした経験から、「有料化」という施策を実際に資源の節約につなげていくためには、消費者との対話が重要であると思います。
- 本戦略により、今後、生協やスーパーだけでなくコンビニエンスストアやドラッグストアも含めて有料化が実施されることとなりますが、有料化の目的は「消費者に負担させること」ではなく、実際に「消費資源量を削減していくこと」です。小売店はもとより、行政等からも、この措置の趣旨について周知を進め、生協で実現している程度（8～9割程度）のマイバック持参率（レジ袋辞退率）が一般化するようにすべきです。

2. 事業者による回収・リサイクルを位置づけ直し、法制度面等で支援を強化すること。

【戦略案の 4 ページ 10～23 行目、7 ページ 6～14 行目】

- 多くの生協では、納品の戻り便等を活用して組合員から資源物を回収し、独自のリサイクルセンターを設置運営するなどして再資源化を進めてきました。このような事業者による「静脈物流」を活用した回収・リサイクルについては、法制度面の工夫や回収基盤の整備、若干のコスト支援によってさらに促進できる可能性があると考えます。
- 小売事業者によるリサイクルは、回収品の品質も高く、消費者の参加・啓発の点からも、3Rの中で重要な役割を果たしています。しかし、小売業による店頭・宅配等での容器包装物の回収・リサイクルについての法的な位置づけがないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）との関係から、取り組みが抑制されています。小売事業者の店頭等でのリサイクル促進のために、一定の要件を満たしている場合には廃掃法の対象外とするなどの条件整備を求めます。

3. マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルを想定した回収ルートを整備すること。

【戦略案の 4 ページ 28～31 行目、9 ページ 6～8 行目】

- 廃プラスチックの有効利用率（熱回収除くと 27%）を向上させていくために、プラスチックの素材構成や排出状態に応じてマテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルの活用を想定した回収ルートの再整備が必要です。マテリアルリサイクルのためには、きれいな状態のプラスチックであることが必要なため、自治体で分別収集したものが基準を満たさない場合には、結局リサイクルされず廃棄物として焼却されたり埋め立てられたりする矛盾があります。特に都市部においては、分別基準を徹底させることが難しいためにプラスチックの分別収集に取り組めていない自治体も見られます。
- したがって、PET ボトルや白色トレイなど、単一素材の分別し易いプラスチックについてはマテリアルリサイクルに向けた回収ルート、複合素材や汚れ・異物などマテリアルリサイクルに不向きなものについてはケミカルリサイクルの活用を想定した回収ルート、というように、各特性に合わせた回収・再利用のルートを構築すべきです。

4. 熱回収は過渡的手段として位置づけ、脱却に向けた長期的な政策を検討すること。

【戦略案の 4 ページ 28～31 行目、9 ページ 6～8 行目】

- パリ協定が求める今世紀後半の「脱化石資源」をふまえるならば、プラスチックの焼却発電などの熱回収はあくまでも過渡的手段として位置づけ、その脱却に向けた長期的なプランやロードマップが検討されるべきです。
- 最終的に廃棄（焼却）されるのであればその前に熱回収されるべきですが、熱回収名目の安易な焼却を防ぐことも必要です。熱回収の範囲をできるだけ限定し、活用にあたってはエネルギー効率などについても基準を設けるべきと思います。

5. 回収・リサイクルの観点から「容器包装」「製品」の環境配慮が進むよう、全体的なフレームを整備すること。

【戦略案の 4 ページ 21～25 行目、9 ページ 2～5 行目】

- 廃プラスチックの有効利用率（熱回収除くと 27%）を向上させていくために、そもそも製品や容器包装の設計において一層の環境配慮がなされなければなりません。
- 容器包装類については、利便性や効果性に加え、プラスチックの回収・リサイクルを阻害

しないようにする観点も加えて規格を検討することが重要です。例えば、生分解性プラスチックの活用にあたってはリサイクルの阻害要因とならないようにすることが必要で、素材・製品・流通・回収などサプライチェーン全体の協働連携で仕組みを整備していかなければなりません。個々の企業努力に委ねるだけでは進み難いこうした問題については、政策的な整理を行い、必要な促進策を講じるべきです。

- 製品プラスチックについては、現在の個別リサイクル法の対象とはなっていませんが、使用済プラスチック資源としてリサイクルの輪の中に取り込んでいく必要があります。製品の規格から回収・リサイクルまで見通した仕組みの検討が、多くの関係者の協力の下に進んでいくことを期待します。

以上